

第4章 電気による危険の防止

第1節 通則

(この章の目的)

第36条 この章の規定は、建設工事の作業（電気工事の作業を除く。以下この章において同じ。）を行うことにより発生する作業者の感電による危険の防止を目的とする。

解説

建設工事における電気による死亡災害は、毎年7件前後発生している。この章は、安衛則第5章「電気による危険の防止」の各条項をもとに、感電による危険の防止のために重要な安全衛生措置を第37条から第46条まで定めている。

「電気工事の作業を除く」は、専門的な特別高圧、高圧等の電路の活線工事、活線近接工事などの電気工事は、電路の所有者の発注による専門性の高い電気工事業者が行うことになるので、この規定では取り扱わない趣旨である。

したがって、この章は、建築工事、土木工事の工事現場（事業場）における「電気による危険の防止」に関しての安全衛生措置事項を定めている。

第4章において共通する安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
事業者の講ずべき措置等	安衛法第20条
注文者の講ずべき措置	安衛法第31条第1項
電気による危険の防止	安衛則第329条～第354条
特別教育	安衛法第59条、安衛則第36条第4号

本章と主に関連する建災防頒布の参考図書

図 書 名
「建設業における低圧電気取扱作業の安全」

(調査及び計画)

第37条 会員は、工事の施工計画を立てる場合又は作業中に必要が生じた場合には、次の各号に掲げる事項について調査し、感電による危険の防止に必要な計画を立てなければならない。

- (1) 架空電線の近接状況
- (2) 地中電線の敷設状況
- (3) 電気機械器具等の電気使用設備の種類及びその状況
- (4) 受変電設備の状況

解 説

第37条は、自主基準である。

本条は、施工計画段階と、作業中の必要性に応じ(1)~(4)の状況を調べ、感電による危険の防止のための各種計画を立てることを定めている。この調査及び計画は、電気に関し経験、知識のある電気工事士等の専門家によって行うことが必要である。



電気設備の例

(1)の架空電線の近接状況に関しては、安衛則第349条において架空電線等に近接する場所での作業における措置が義務づけられており、

(2)の地中電線の敷設状況については安衛則第355条で地下ケーブルを含む埋設物の調査を行う必要があり、また安衛則第362条で埋設物等による危険の防止、安衛則第363条で地中電線路等の損壊のおそれのあるときの掘削機械等の使用を禁止を義務づけている。

(3)の電気機械器具等の種類、状況に関しては安衛則第333条において、使用状況に応じて感電防止用漏電しゃ断装置を設けることとされている。

(4)の受変電設備については、安衛則第329条において、接触防止の措置が必要である。

この計画の内容としては、以上の措置を前提として「架空電線、地中電線の位置、電圧などを確認し、必要な養生、移設時期・方法」や、「電気を使用する機械設備の種類、必要電力を把握し、受変電設備（キュービクル形式のもの）の設置計画、配線計画、分電盤の設置計画」などを立てることになる。なお、既設の変電設備がある場合は、設置場所、変電電力などについて調査し、それに見合う配線計画等をする。

小規模工事では、受変電設備を設置しないで、低圧で受電することもある。この場合は、動力又は電灯に分け、配電柱から自構内の電柱に電気配線を引き込み、積算電力量計を経由して受電盤により各負荷へ供給する計画となる。

第37条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
電気機械器具の囲い等	安衛則第329条
漏電による感電の防止	安衛則第333条
工作物の建設等の作業を行う場合の感電の防止	安衛則第349条
埋設物の調査	安衛則第355条
埋設物の危険	安衛則第362条
掘削機械使用の禁止	安衛則第363条
注文者の電動機械器具についての措置	安衛則第649条

(作業者の指名等)

第38条 会員は、法令の定めるところにより、低圧の充電電路の敷設、修理の作業又は区画された場所に設置する低圧電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の作業を行う場合には、あらかじめ電気取扱業務に係る特別教育を修了した者から作業者を指名しなければならない。

2 会員は、前項の規定により低圧電路を接続させる場合には、接続器具及び接続箱を用いて感電による危険のおそれがないようにしなければならない。

解説

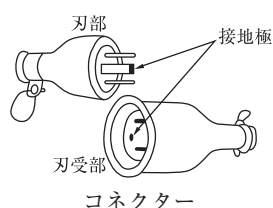
第38条第1項は、安衛則第36条第4号の規定に基づくものであり、「低圧の充電電路の敷設、修理の作業又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧電路（対地電圧が50ボルト以下であるもの及び電信用のもの、電話用のもの等で感電による危害の生ずるおそれのないものを除く。）のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務」を行う場合と同等の内容で、低圧電気取扱い業務特別教育を修了した者から、その業務を行う作業者を指名することを定めている。

この特別教育の対象となる「低圧」とは、交流で600V以下、直流で750V以下の電圧をいう。

区分	直流	交流
特別高圧	7000Vを超える電圧	7000Vを超える電圧
高圧	750Vを超え、7000V以下の電圧	600Vを超え、7000V以下の電圧
低圧	750V以下の電圧	600V以下の電圧

なお、電気工事士の資格のあるものであっても、安衛法上の低圧電気取扱い業務に係る特別教育を受講したとみなすことにはならないので、注意が必要である。なお、低電圧電路の接続等は、電気工事士の資格も必要である。

第2項は自主基準であり、感電防止のため低圧電路の接続は、接続器具（コネクターなど）、接続箱（プルボックスなど）を用いることを定めている。



接続箱

第38条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
特別教育を必要とする業務（低圧電気取扱い業務）	安衛則第36条第4号
移動電線等の被覆又は外装	安衛則第337条

(停電作業)

第39条 会員は、停電して作業を行う場合には、作業指揮者を指名し、電源の操作を担当する者との連絡を確実に取るとともに、作業中、開閉器に施錠し、若しくは通電禁止を表示し、又は監視人を置くことにより、不意の通電による感電を防止しなければならない。

解説

第39条は、安衛則第339条の規定に基づくものであり、作業のため、電気回路を停止し、電路又はその支持物の敷設、点検、修理等の作業を行う場合は、作業員自身や、第三者の錯覚、誤認や誤操作などを原因とする、誤った送電による感電災害を防止するために定めている。

停電作業の場合は、作業中、「電源の操作担当者との連絡を確実にする（自主基準）」とともに、「開路（停電）した開閉器に施錠、通電禁止の表示、監視人を置く（安衛則第339条第1項第1号の規定）」ことを定めている。

電気回路に限らず、停止中の機械の運転を開始する場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、一定の合図を定め、合図する者を指名して、関係労働者に対し合図を行わせなければならないことが安衛則第104条で義務づけられている。



第39条と安衛法令等の関係

区	分	安衛法令等
停電作業を行なう場合の措置		安衛則第339条

第2節 高圧架空電線等の活線近接作業における感電による危険の防止

(高圧架空電線等の防護等)

第40条 会員は、次の各号に掲げる場合には、高圧架空電線その他の高圧充電部（以下「高圧架空電線等」という。）を停電し、移設し、又は絶縁用防護具、絶縁覆い若しくは防護壁で防護しなければならない。この場合において、当該高圧架空電線等が他の者の所有であるときは、当該所有者に停電、移設又は防護を要請しなければならない。

- (1) 作業者が作業中又は通行中に、高圧架空電線等に接触し、又は接近するおそれがあるとき
- (2) 作業者が取り扱う鉄骨、鉄筋、鉄板等の導電体が高圧架空電線等に接触し、又は接近するおそれがあるとき
- (3) 作業者が使用する移動式クレーン、くい打機、くい抜機等のジブ、アーム、ワイヤロープ、つり荷等が高圧架空電線等に接触し、又は接近するおそれがあるとき
- (4) 高圧架空電線等に近接して足場、架設通路等を設けるとき

2 会員は、前項各号に掲げる危険のおそれがある作業を行う場合には、あらかじめ作業の指揮者を指名し、その者に当該作業を直接指揮させるとともに、適切に前項の措置が講ぜられていることを確認させなければならない。

解説

第40条は、安衛則第349条に基づくものであり、高圧架空電線等に対し、接近・接触による感電災害の防止や、電線等の切断等の工事事故の防止をも踏まえ定めている。

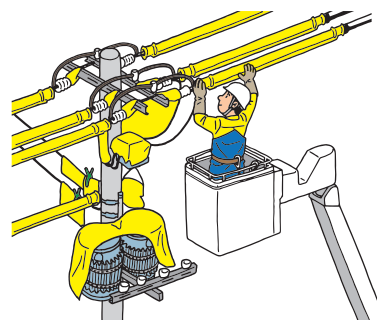
なお、低圧、特別高圧の架空電線についても、接触・接近する作業では、防護管の設置、離隔距離の確保、架空線位置表示などの電路の電圧に応じた対応が安衛則第349条により必要になる。

第1項では、作業中の作業者の接触・近接、導電体の接触・近接、建設機械の接触・近接、仮設物に近接する作業における架空電線等の停電、移設措置、又は絶縁用防護具、絶縁覆い、防護壁で隔離する措置を定めている。

ただし、架空電線等に所有者がある場合は、その所有者に架空電線等の停電、移設措置、感電防止のための防護措置を要請することを定めている。

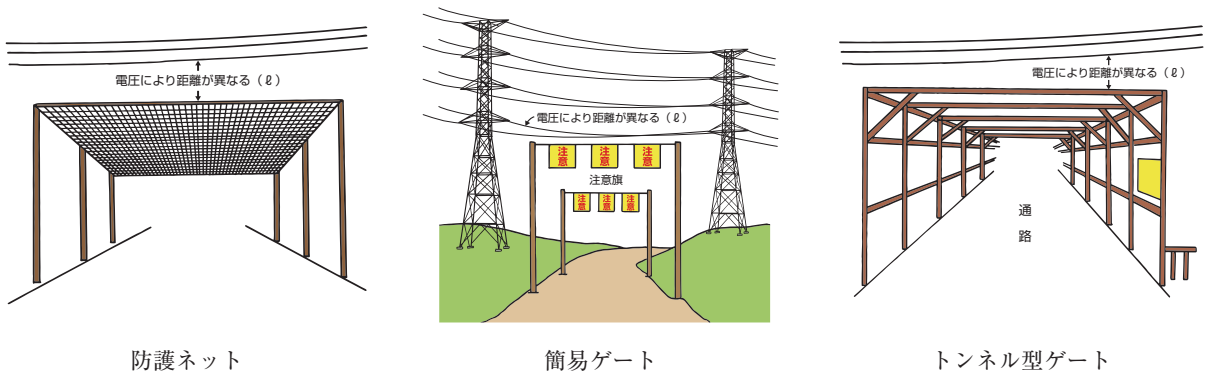
第2項は自主基準であり、第1項における作業では、作業指揮者を指名し、作業を直接指揮させるとともに、防護の状態を目視等で確認することを定めている。

作業指揮者は、作業を指揮する職長等がいる場合は、その職長等を指名し、行わせることでもよい。



☆用語の意味☆

- ・ 「架空電線」には、送電線、配電線、引込み線などの架設の配線をいう。
- ・ 「絶縁用防護具」とは、線カバー、シート等電路に装着する感電防止用装具であり、絶縁用防具とは異なるものであるが、厚生労働大臣の絶縁用防具の構造規格に適合する同絶縁用防具を含むことになる。
- ・ 「絶縁覆い」とは、露出充電部分を金属製箱に収めること、ゴム、ビニール、ベークライト等の絶縁材料を用いて被覆することなどがある。
- ・ 「防護壁」には、柵や壁のほか、防護ネット、簡易ゲート、トンネル型のゲートなどもある。



- ・ 「鉄骨、鉄筋、鉄板等」の「等」には、アルミニウム、銅などその他の導電体（電気をよく通すもの）で構成された資機材などがある。
- ・ 「移動式クレーン、くい打機、くい抜機等」の「等」には、クレーン、高所作業車、コンクリートポンプ車、ドラグ・ショベルなどがある。
- ・ 「ワイヤロープ、つり荷等」の「等」は、フック、バケットなどがある。
- ・ 「足場、架設通路等」の「等」には、朝顔、型枠支保工などがある。

第40条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
ガス工作物等設置者の義務 法第102条の政令で定める工作物（電気工作物など）	安衛法第102条 安衛法施行令第25条
工作物の建設等の作業を行なう場合の感電の防止	安衛則第349条
安衛則第349条の架空電線、絶縁用防具など解釈例規	昭44.2.5 基発第59号
移動式クレーン等の送配電線類への接触による感電災害の防止 対策について	昭50.12.17基発第759号

(表示)

第41条 会員は、作業者の通行する足場、架設通路等に近接する高圧架空電線等がある場合には、見やすい場所に「高圧線注意」、「頭上高圧線注意」等の表示をしなければならない。ただし、前条第1項の規定により停電し、又は移設した場合はこの限りではない。

解説

第41条は、自主基準であり、作業者の通行する足場、架設通路等に近接する架空電線等がある場合に、見やすい場所に「高圧線注意」、「頭上高圧線注意」等の表示をすることを定めている。

また、表示に加えて、第72条に示す「高さ制限」表示などを施し、架空線位置の周知徹底と周辺作業時には監視員、誘導員を配置する。さらに架空電線等の下部通過時には、建設機械等のアーム、ブームを下げる安全ルールの設定と周知を図ることも必要である。

高圧線注意

頭 ↑ 上
高圧線注意

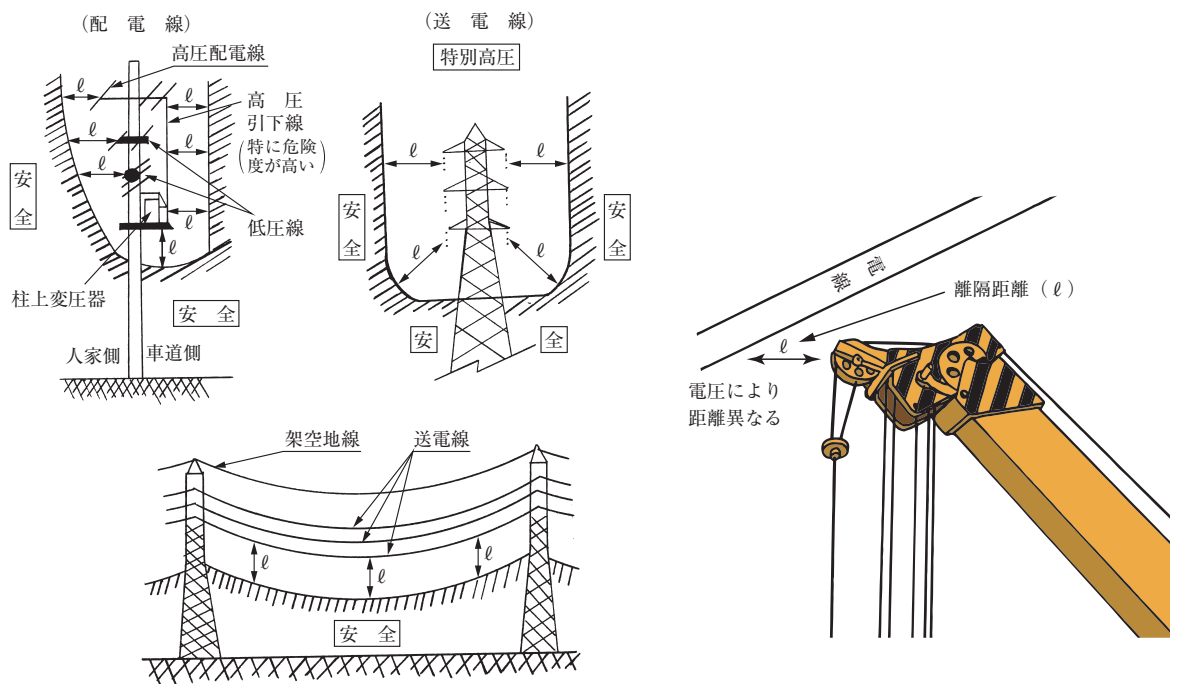


(作業方法の指示)

第42条 会員は、高圧架空電線等に近接して作業を行う場合には、あらかじめ、感電を防止するため安全な離隔距離を確保すること等を指示しなければならない。ただし、第40条第1項の規定により停電し、又は移設した場合はこの限りではない。

解 説

第42条は、安衛則第349条に基づくものであるが、自主基準であり、架空電線に対し、安全な離隔距離を確保すること等を指示することを定めている。指示をする相手は、工事責任者、職長など工事に関係する者となる。



☆用語の意味☆

- ・ 「安全な離隔距離を確保すること等」の「等」には、架空電線への絶縁用防護具の装着、監視人の配置などがある。
- ・ 「送電線類の安全な離隔距離」は、次表による。

送電線類に対する安全な離隔距離 (昭50.12.17 基発第759号)

電路の電圧	離 隔 距 離
特別高圧	2 m、ただし、60,000V以上は10,000V又はその端数を増すごとに20cm増し。
高圧	1.2m
低圧	1 m

東京電力がお願いしている安全な離隔距離

電 圧		安全な離隔距離
配電線	100V・200V	2 m
	6,600V	2 m
送電線	22,000V・33,000V	3 m
	66,000V	4 m
	154,000V	5 m
	275,000V	7 m
	500,000V	11m

第42条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
高圧活線近接作業	安衛則第342条
特別高圧活線近接作業	安衛則第345条
工作物の建設等の作業を行なう場合の感電の防止	安衛則第349条
移動式クレーン等の送配電線類への接触による感電災害の防止対策について	昭50.12.17基発第759号

(移動式クレーン等の運転の合図)

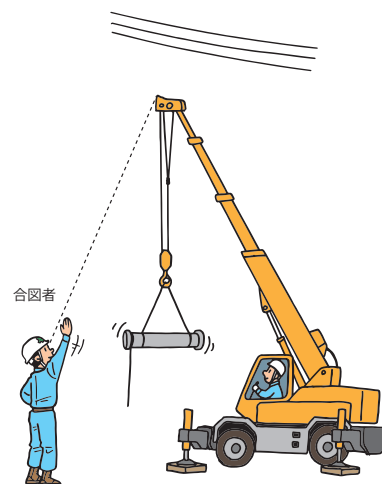
第43条 会員は、高圧架空電線等に近接して移動式クレーン、くい打機、くい抜機等を使用する場合には、ジブ、アーム、ワイヤロープ又はつり荷等を高圧架空電線等に接触させないように、あらかじめ合図者を指名し、その者に合図を行わせなければならない。ただし、第40条第1項の規定により停電し、又は移設した場合はこの限りではない。

解 説

第43条は、安衛則第349条に基づく自主基準であり、架空電線等に近接して移動式クレーン、くい打機等を使用する場合に、ジブ、アーム、ワイヤロープ又はつり荷等が接触しないよう、合図者を指名し、合図をさせることを定めている。

☆用語の意味☆

- ・ 「くい抜機等」の「等」には、クレーン、ドラグ・ショベル、高所作業車、コンクリートポンプ車などがある。
- ・ 「つり荷等」の「等」には、つり具などがある。



第43条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
運転の合図（移動式クレーン他）	クレーン則第71条他
クレーン等の運転についての合図の統一	安衛則第639条
特定発注者等の移動式クレーンについての措置	安衛則第662条の8
機械等の貸与を受けた者の講ずべき措置	安衛則第667条
合図（ドラグ・ショベル、くい打機・くい抜機及びボーリングマシン、高所作業車他）	安衛則第164条、第189条、第194条の12他
移動式クレーン等の送配電線類への接触による感電災害防止対策について	昭50.12.17基発第759号

第3節 電気機械器具等

電気機械器具は、アーク溶接機、電動機械器具、感電防止用漏電しゃ断機、電撃防止装置などを指している。

(感電防止用漏電しゃ断装置の設置等)

第44条 会員は、移動式電動機械器具（ベルトコンベヤ、コンクリートミキサー等をいう。以下同じ。）又は可搬式電動機械器具（電気ドリル、電動グラインダ等をいう。以下同じ。）を使用する場合には、法令の定めるところにより、これらの電動機械器具が接続される回路の定格に適合し、感度が良好であり、かつ、確実に作動する感電防止用漏電しゃ断装置を使用しなければならない。ただし、その措置を講ずることが困難な場合には、移動式電動機械器具又は可搬式電動機械器具の金属製外枠等を接地しなければならない。

2 前項の規定により移動式電動機械器具又は可搬式電動機械器具の金属製外枠等を接地する場合における接地線の被覆の色は、緑/黄色のしま模様又は緑色としなければならない。ただし、やむを得ず緑/黄色のしま模様又は緑色の被覆でないものを使用する場合には、接地線の両端に緑色のテープを巻かなければならない。

3 第1項に規定する電動機械器具に接続する移動電線については、単相用では3心、三相用では4心のものを使用し、そのうちの1心について専用の接地線としなければならない。

4 前3項の規定は、二重絶縁構造の電動機械器具については適用しない。

解説

第44条第1項は、安衛則第333条に基づくものであり、第1項は、移動式ベルトコンベヤ、移動式コンクリートミキサーなどの移動式電動機械器具と、可搬式電気ドリル、可搬式電動グラインダなどの可搬式電動機械器具は、これら電動機械器具を接続する回路に対し、電圧、電流などに適合し、感度が良好であり、かつ、確実に作動する感電防止用漏電しゃ断装置を使用することを定めている。

ただし、その措置を講ずることが困難な場合は、これら電動機械器具の金属製外枠等を接地しなければならないことを定めている。

第2項は自主基準であり、第1項ただし書きにより電動機械器具の金属製外枠等を接地する場合、接地線の被覆の色は、緑/黄色のしま模様又は緑色にする。緑/黄色のしま模様又は緑色の被覆でないものを使用する場合には、接地線の両端に緑色のテープを巻かなければならないことを定めている。

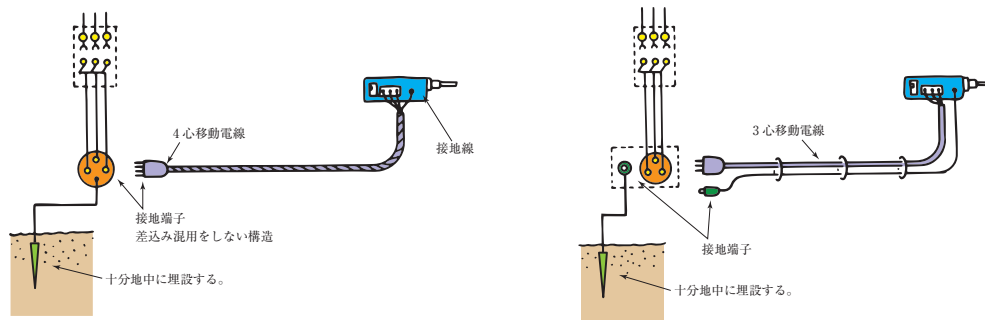


なお、国際規格IEC60227（I E C = International Electronic Commission = 国際電気標準会議）では緑/黄色のしま模様の線と決められている。

日本では内線規程（電気事業法に基づき制定されている電気工作物の技術基準について、電気設備の保安確保及び電気の安全な使用を目的とし、電気工作物の設計、施工、維持、検査の技術的事項を定め、分かりやすく記述した代表的な民間自主規格＝一般社団法人日本電気協会（電気技術規程JEAC8001-2006）で緑色又は緑/黄色のしま模様の線か、それ以外の線では緑色の標識を付けるように決められている。

さらに、一般財団法人日本規格協会のJIS-0602では、保護接地線は緑／黄とする。やむを得ない場合は緑としてもよいとしている。また、接地側電線（低圧電路において技術上の必要によって接地された中性線又はその他の接地された線）は、薄青とする。やむを得ない場合には白（又は薄い灰色）としてもよいこととしている。

第3項は自主基準であり、電動機械器具に接続する移動電線については、単相用では3心、三相用では4心のものを使用し、そのうちの1心については専用の接地線とすることを定めている。



第4項では、安衛則第334条第3号に基づき、本条第1項から第3項の規定は、二重絶縁構造の電動機械器具については適用しないことを定めている。「二重絶縁構造の電動機械器具」は、感電を防止するための絶縁構造をもったもので、可搬式電動機器に採用されている。採用機器には「二重絶縁構造マーク」が付いている。



☆用語の定義☆

- 第1項の「感度が良好」とは、電圧動作形のものにあつては、感度電圧が概ね20ボルト～30ボルト、動作時限が0.2秒以下をいい、電流動作形のものにあつては、感度電流が概ね30ミリアンペア以下、動作時限0.1秒以下であるものをいう。(昭44.2.5 基発第9号)
- 第1項の「電動機械器具の金属製外枠等」の「等」には、電動機の金属性外被がある。

第44条と安衛法令等の関係

区	分	安衛法令等
漏電による感電の防止		安衛則第333条
適用除外		安衛則第334条
注文者による電動機械器具についての措置		安衛則第649条
感電防止用漏電しゃ断装置の接続及び使用の安全基準に関する技術上の指針		昭49.7.4 技術上の指針公示第3号

(交流アーク溶接機用自動電撃防止装置)

第45条 会員は、交流アーク溶接機を使用する場合には、法令の定めるところにより、厚生労働大臣が定める構造規格に適合した交流アーク溶接機用自動電撃防止装置を設けなければならない。

2 会員は、交流アーク溶接機の入力側回路に、感電防止用漏電しゃ断装置を設け、金属製外枠を接地しなければならない。

解説

第45条は安衛則第332条に基づいている。

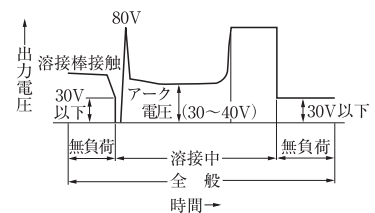
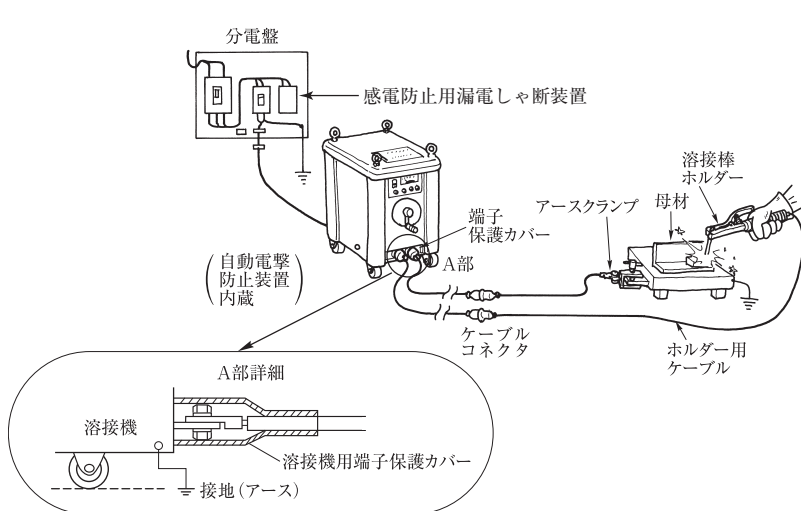
第1項は、安衛則第332条で、導電体に囲まれた狭隘な場所又は墜落のおそれのある高さ2 m以上の場所で鉄骨等の導電性の高い接地物に接触するおそれのあるところにおいて、交流アーク溶接等の作業を行わせるときに、交流アーク溶接機用自動電撃防止装置を使用させることにしているのを、これを定めている。

第2項は、交流アーク溶接機への入力側回路(電源側=1次側)に感電防止用漏電しゃ断装置を設け、交流アーク溶接機の金属製外枠(溶接機外箱)に接地(アース)をとることを定めている。

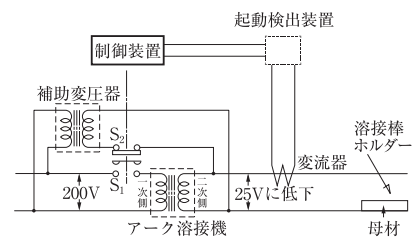
また、安衛則第333条第2項において、感電防止用漏電しゃ断装置を接続することが困難なときには接地することになる。

なお、本条と安衛則第332条では交流アーク溶接機を対象に、交流アーク溶接機用自動電撃防止装置を、また、本条と安衛則第333条では交流アーク溶接機外箱への接地について定めているが、直流アーク溶接機の使用においても、同様の措置が望ましい。

また、アーク溶接作業時には、保護衣、保護眼鏡、防じんマスクの使用が必要である。



自動電撃防止装置の作動説明(例)



自動電撃防止装置の概要(例)

☆用語の意味☆

- ・ 「交流アーク溶接機用自動電撃防止装置」は、交流溶接機のアークの発生を中断させたとき、短時間内に、当該アーク溶接機の出力側の無負荷電圧を自動的に30ボルト以下に切り替えることができる電氣的な安全装置である。

また、この自動電撃防止装置の具備すべき構造要件は、安衛法第42条 安衛法施行令第13条第14号に基づき「交流アーク溶接機用自動電撃防止装置構造規格（昭47.12.4 労働省告示第143号）」で定められている。



第45条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
交流アーク溶接機用自動電撃防止装置	安衛則第332条
交流アーク溶接機用自動電撃防止装置構造規格	昭47.12.4 告示第143号
漏電による感電の防止	安衛則第333条第1項
注文者による交流アーク溶接機についての措置	安衛則第648条

第45条と主に関連する建災防頒布の参考図書

図 書 名
「建設業におけるアーク溶接等作業の安全（特別教育用テキスト）」

(点検等)

第46条 会員は、移動式電動機械器具、可搬式電動機械器具及びアーク溶接機については、あらかじめ、点検者を指名し、その者に移動式電動機械器具、可搬式電動機械器具及びアーク溶接機の状態について点検させ、異常がある場合には、直ちに補修し、又は取り替えなければならない。

2 会員は、前項の点検については、1月を超えない一定の期間ごとに行わなければならない。

解 説

第46条は、安衛則第352条、第353条に関連している定めである。

第1項は、移動式電動機械器具（ベルトコンベヤ、コンクリートミキサー等）、可搬式電動機械器具（電気ドリル、電動グラインダ等）、アーク溶接機については、性能劣化による電気災害を防止するため、点検者を指名してその状態を点検し、異常のあるときは補修などをするを定めている。

アーク溶接機には、交流式、直流式があるが、ここでは、その区別なくアーク溶接機本体と、ホルダーなどその関連部品をも点検対象にする。

点検者については、アーク溶接等の業務特別教育修了者、低圧電気取扱い業務特別教育修了者などをあてることでもよい。

なお第1項では、点検項目の詳細までは定めていないので、使用する移動式電動機械器具、可搬式電動機械器具、アーク溶接機によって、メーカーの取扱説明書等で必要とされる箇所について点検することが必要となる。

第2項では、これらの点検を少なくとも月1回は定期に行うよう定めている。

なお、安衛則第352条では、本条に関連する次のものについて、使用前に点検することが定められているので、この点検を実施することが必要である。

- ・溶接棒等のホルダーの絶縁防護部分及びホルダー用ケーブルの接続部の損傷の有無
- ・交流アーク溶接機用自動電撃防止装置の作動状態
- ・電気機械器具の接地線の切断、接地極の浮上がり等の異常の有無

また、安衛則第329条では、電気機械器具（アーク溶接機、電動機、照明機器、感電防止用漏電しゃ断機、電撃防止装置など）の充電部分で、作業中、通行中に接触、接近による感電の危険を防止するため、囲い又は絶縁覆いを設けることとしており、安衛則第353条において、この囲い、絶縁覆いを毎月1回以上点検し、異常があれば補修することを定めている。

第46条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
電気機械器具の囲い等	安衛則第329条
電気機械器具等の使用前点検等	安衛則第352条
電気機械器具の囲い等の点検等	安衛則第353条

機器別点検表の例

持込時の点検表 点検年月日

電動工具・電気溶接機等		1	2	3	4	5	6	7	8	
点検事項	番号									
アース線										①電動カンナ
接地クランプ										②電動ドリル
キャブタイヤ										③電動丸のこ
コネクタ										④グラインダ等
接続端子の締結										⑤アーク溶接機
充電部の絶縁										⑥ウインチ
自動電撃防止装置										⑦発電機
絶縁ホルダー										⑧トランス
溶接保護面										⑨コンプレッサー
操作スイッチ										⑩送風機
絶縁抵抗測定値										⑪ポンプ類
各種ブレーキの作動										⑫ミキサー類
手すり・囲い										⑬コンベヤ
フックのはずれ止め										⑭吹付器
ワイヤロープ・チェーン										⑮ローリングマシン
滑車										⑯振動コンパクタ
回転部の囲い等										⑰バイブレーター
危険表示										⑱鉄筋加工機
そ の 他										⑳電動チェーンブロック
圧力スイッチ										㉑その他
安全弁										
圧力計										

備考1. 持込機械等の届出は、当該機械を持込む会社（貸与を受けた会社が下請の場合は、その会社）の代表者が所長に届け出ること。
 2. 点検表の点検結果欄には、該当する箇所へ√印を記入すること。
 3. 絶縁抵抗測定値については、実測値（MΩ）を記入すること。
 4. 持込機械届受理証を当該機械に貼付すること。